



主張

こどもを育てることを他人事にしない

齊藤 正富

令和五年四月、国の機関としてこども家庭庁が設置され、こども基本法が施行された。全てのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現させるためとして、国、地方公共団体に対して、こども施策を推進させるよう定めている（第一条）。

私が奉職して三十有余年、新規採用時のことを今思えば、学習指導よりも生徒指導に時間を要する学校に配属された。先輩教員を見て真似をしたり、自分の考えと異なるときは、自分の考えを優先させて、周りに迷惑をかけたりもした。配属は三学年副担任。生徒と年齢が近く、「タメグチ」での会話には抵抗感もあつたが、教材研究と生徒理解を優先させて業務に没頭していた。翌年から一学年の学級担任を任され、日々四苦八苦しながら、学級経営に取り組んだ。その際、「家庭学習ノート」を活用し、生徒に次の日の授業の持ち物、その日の連絡事項を記入させ、家庭学習を一ページ以上させて、翌日に提出させていた。次の日、提出されたノートにコメントを書き込んで返却すると、日記や自分の思いを書いてくれる生徒が現れた。一方、そうした習慣づけが定着しない生徒もいたが、生徒の幸せを願い、何度でもチャレンジできる機会を確保して、意欲をもたせることを念頭に、日頃から生徒への声かけや気付いたことの確認などに努めていたことを思い出す。



冒頭に触れたことも基本法は、生徒との関係構築における私の取組を、こどもに関わる社会全体がそれぞれの立場で担っていくことが記されていると受け止めている。こどもとは心身が発達過程にある人と定義付け（同第二条）、施策を定める基本理念を六つ示している（同第三条）。何より意義深いと感じることは、こどもの考え方を反映させた施策の具現に取り組むことが定められていることである（同一条）。いじめ、虐待、ヤングケアラー、経済格差、学び続ける環境の整備など、こどもを取り巻く問題が山積し、その解決については、成果に乏しいと感じられる状況が見られることから、我が国では、少子化の進行と併せて、こどもにかかる施策の具現が、我が国の未来に影響を及ぼしかねないことが懸念されている。

学校が担わなければならない役割を確実に果たす一方で、行政、地域、家庭も、自分事としてそれぞれの立場における役割を確実に果たすとともに、学識経験者、こどもの支援を行う団体等とも一体となって、施策の策定と具現を推進させなければならない（同第七条等）。

この法律の施行により、こども施策への関心や理解を深めるだけでなく、国民一人一人が、責任を果たさねばならないことを自覚し、実践を重ねていくことが、こどもを取り巻く様々な問題の一つ一つ解決させていく過程となることを信じて、着実な施策の推進に関わる所存である。

（全日本中学校長会顧問・文京区立音羽中学校長）